

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）交付要綱（国土交通省）

平成 26 年 2 月 28 日

（通則）

第 1 条

福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号通知。以下「制度要綱」という。）第 2 に規定する福島再生加速化交付金のうち、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援）実施要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け復本第 272 号・25 文科政第 93 号・国官会第 2896 号通知。以下「実施要綱」という。）第 3 に規定する福島定住等緊急支援事業等であって国土交通大臣が所管するものに係るもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内で交付するものとし、制度要綱、実施要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第 2 条

交付金は、地方公共団体に交付金を交付し、実施要綱第 3 に規定する定住緊急支援事業計画（以下「定住緊急支援事業計画」という。）に基づく交付対象事業のうち国土交通大臣が所管するものに係るものを実施することを目的とする。

（交付先）

第 3 条

交付金は、地方公共団体の長に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付対象事業）

第 4 条

交付対象事業は、実施要綱第 5 の 1 に規定する基幹事業のうち実施要綱別表 C-1 及び C-2 に掲げるもの（以下単に「基幹事業」という。）及び実施要綱第 5 の 2 に規定する効果促進事業等（以下単に「効果促進事業等」という。）とし、交付対象事業の細目については附属編において定めるものとする。

(交付額)

第5条

- 1 国土交通大臣は、実施要綱第8により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第7により地方公共団体に通知された交付可能額以内で、定住緊急支援事業計画に掲げる交付対象事業に要する費用を地方公共団体に交付する。
- 2 交付対象事業に対する毎年度の交付金の交付額は、地方公共団体ごとに次に掲げる式により算出された額（以下「国土交通省交付限度額」という。）を超えないものとする。

$$\text{国土交通省交付限度額} = (X + Y)$$

ここで、X、Yは、それぞれ

X：基幹事業に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

Y：効果促進事業等に係る当該年度の国費算定の基礎額の合計額

であり、次に掲げる式により算定した額とする。なお、国土交通省交付限度額の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額の算定方法については附属編において定めるものとする。

$$X = \sum_{i=1}^m A_i \times \alpha_i$$

A_i ：事業*i*の当該年度の事業費（事務費を除く。以下同じ）

α_i ：事業*i*に係る国費率

m ：事業の数

$$Y = \sum_{j=1}^n B_j \times \beta_j$$

B_j ：事業*j*の当該年度の事業費

β_j ：事業*j*に係る国費率（1／2）

n ：事業の数

(交付申請等)

第6条

- 1 交付金の交付の申請は、地方公共団体の長が交付申請書を、実施要綱第7の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して、国土交通大臣に提出して行うものとする。
- 2 地方公共団体の長は、交付対象事業のうち当該地方公共団体が交付金を充てて実施するものについて交付申請を行うものとする。

(指導監督交付金)

第7条

国は、県知事が行う市町村に対する指導監督事務に要する費用として、県に対し指導監督交付金を交付することができる。

(交付金の経理)

第8条

交付金事業者（交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体をいう。）及び指導監督交付金の交付を受けた県は、国の交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

(監督等)

第9条

- 1 国土交通大臣は地方公共団体に対し、その施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助することができる。
- 2 国土交通大臣は地方公共団体に対し、その施行する交付対象事業につき、交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

(その他)

第10条

この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年2月28日から施行し、平成25年度補正予算（第1号）から適用する。

(旧要綱の廃止等)

- 2 福島定住等緊急支援交付金交付要綱（平成25年4月15日付け国官会第3678号通知。

以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

- 3 前項の規定による廃止前の旧要綱に基づく平成 25 年度当初予算に係る福島定住等緊急支援交付金（旧要綱第 1 条に規定する交付金をいう。次項において同じ。）の交付については、旧要綱は、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、実施要綱附則第 2 項の規定の適用がある場合は、旧要綱に基づく福島定住等緊急支援交付金の交付は、この要綱に基づく交付金の交付とみなして適用する。